

既存住宅を耐震改修した場合には 税額軽減措置があります

既存住宅を耐震改修した場合に所得税額と固定資産税額が軽減される措置があります。

① 所得税額の特別控除

個人が、自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅(現行の耐震基準に適合しないものに限る。)について、現行の耐震基準(木造の場合、総合評点1.0以上)に適合させるための耐震改修工事をした場合に、所得税額から一定の額を控除することができます。

詳しくは、上田税務署へお問い合わせください。

② 固定資産税額の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に、現行の耐震基準(木造の場合、総合評点1.0以上)に適合させるための耐震改修工事をした場合に、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額について、税額の2分の1を減額(1戸当たり120㎡相当分までに限る。)されます。

減額措置を受けるためには、耐震改修工事(現行の耐震基準に適合する耐震改修工事)完了後3ヶ月以内に、工事を担当した建築士等が発行する証明書等の必要書類を添付して市税務課へ固定資産税減額申告書を提出する必要があります。

耐震改修工事の完了時期	減額措置の期間
平成18年4月1日～令和7年3月31日	1年間

詳しくは、千曲市税務課へお問い合わせください。

問い合わせ

上田税務署 ☎(0268-22-1234)
庁舎 税務課(内線1131、1132、1133、1134)
建築課(内線3223)